

本法施行ノ際現ニ販賣ノ目的ヲ以テ鹽ヲ所有シ又ハ所持スル者ハ其ノ種類、等級、數量及所在ヲ本法施行後一月内ニ政府ニ申告スヘシ申告ヲ怠リ又ハ不正ノ申告ヲ爲シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

衆議院ニテハ其ノ委員會ニテ元賣捌人ヲ嚴選スヘキコトニ希望ヲ付シテ可決シ續テ本議ヲ通過シタリシモ貴族院ニ在リテハ論議アリ收入主義ヲ以テ制定セラレタル專賣法ノ施行ヲ不可ナリトスルアリ其ノ計畫ニ於テ關東州粉碎洗滌鹽ヲ百斤一圓五十錢ニテ購買シ二圓五十錢ニテ賣渡セムトスルハ計算ニテ杜撰ナリトスルアリ委員會ハ通過シタリシモ本議ニ入り調査不十分ナリトシテ否決シ成立ニ至ラスシテ終レリ

鹽專賣法ヲ施行セサル地方ニ關スル件 明治三十八年四月 勅令第百三十四號

鹽專賣法第四十二條ニ依リ左ノ地方ニハ當分ノ内同法ヲ施行セス

- 一 東京府管下 小笠原島及伊豆七島
- 一 鹿兒島縣管下 馬毛島、口ノ永良部島、竹島、硫黃島、鷹島、津唐瀨、黒島、東島、宇治島、雙島、草垣島、口之島、中之島、臥蛇島、小臥蛇島、平島、諏訪瀨島、惡石島、島子島、寶島、上ノ根島、橫當島、喜界島、受島、與呂島、德之島、永良部島及與論島
- 一 沖繩縣管下 沖平屋島、伊是名島、具志川島、野甫島、屋奈葉島、古宇利島、伊江島、瀨底島、面那島、伊計島、宮城島、平安座島、濱島、津堅島、久高島、前島、黒島、渡嘉敷島、座間味島、屋加比島、阿嘉島、慶留間島、久場島、渡名喜島、粟國島、島島、久米島、奧武島 (島尻郡中里村所屬) 大葉島、江間島、大神島、來間島、水納島、多良間島、竹富島、嘉彌眞島、小濱島、黒島、新城島、西表島、内離島、外離島、沖神島、鳩間島、波照間島、大東島、魚釣島及與那國島
- 一 北海道廳管下 得撫郡、新知郡、占守郡、紗那郡、振別郡、樺提郡、藥取郡

第三節 法施行細則

鹽專賣法施行細則ハ明治四十一年賣捌人制ノ採用ニ依リ施行細則中之ニ關スル事項ヲ削リ官制改正ニ伴フ修正ヲ加

ヘタルハ鹽專賣史既述ノ如シ

大正三年初ニ於ケル鹽專賣法施行細則左ノ如シ

鹽專賣法施行細則 明治三十八年四月  
省令第二十二號

(鹽專賣史五三七頁參看)

鹽ノ納付ハ製造後少クトモ二日ヲ經過スルニ非サレハ納付スルヲ得サルコトナシ其ノ後ニ於テ期日ニ制限ナク任意ニ付セルヲ以テ動モスレハ品質ノ上進ヲ企圖シ收納ヲ遅延シ甚シキハ賠償價格引上運動ヲ爲シ納付控ヲ爲スアリテ收納計畫上影響スヘキ處アリシヨリ政府ハ必要ニ應シ適當ニ納付期日ノ指定ヲ爲シ得ルコトトシ左ノ改正ヲ爲セリ

大藏省令第三十一號(大正七年七月十九日)

明治三十八年大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則中左ノ通改正シ大正七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

專賣支局長ハ必要アリト認ムルトキハ鹽專賣法第十七條ニ依リ鹽ノ納付期日ヲ指定スルコトヲ得

本令中「專賣局收納所」ヲ「專賣支局」ニ、「專賣局收納所長」ヲ「專賣支局長」ニ改ム

官制ノ改正ニ伴ヒ專賣支局ヲ地方專賣局ニ改ム

大藏省令第四十九號(抄錄)(大正十一年七月二十日)

左ノ省令中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(抄錄)

明治三十八年大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則中「專賣支局」ヲ「地方專賣局」ニ、「專賣支局長」ヲ「地方專賣局長」ニ、「專賣支局出張所」ヲ「地方專賣局出張所」ニ改ム

現行施行細則左ノ如シ

鹽專賣法施行細則 明治三十八年四月  
大藏省令第二十二號

第一條 鹽ヲ製造セムトスル者ハ製鹽ノ方法、採鹽地名、地番、製鹽段別、製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場及一箇年ノ生産

鹽專賣 鹽專賣法令 法施行細則

見込數量ヲ定メ所轄地方專賣局ニ製造ノ許可ヲ出願スヘシ  
鹽ノ試製ヲ爲サムトスル者及政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ再製セムトスル者ハ其ノ旨ヲ記シ第一項ニ準シ所轄地方專賣局ニ製造ノ許可ヲ出願スヘシ

新ニ鹽田ヲ作り鹽ヲ製造セムトスル者ハ鹽田ヲ作ラムトスル際鹽田ニ依ラスシテ鹽ヲ製造セムトスル者ハ其ノ設備ニ著手セムトスル際第一項ノ出願ヲ爲スヘシ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ地方專賣局ハ鹽ノ製造ヲ許可セザルコトヲ得

一 採鹹セムトスル場所内製鹽ニ適當ナラスト認ムルトキ

二 鹽專賣法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者カ出願シタルトキ

三 取締上不便ト認ムル場所ニ於テ製鹽セムトスルトキ

四 鹽ノ生産高ヲ制限スル必要アルトキ

第三條 所轄地方專賣局ニ於テ必要ト認メ製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ノ圖面又ハ製造用器具、器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ鹽製造者ハ之ヲ提出スルコトヲ要ス

前項ノ圖面又ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度所轄地方專賣局ニ申告スヘシ

第四條 鹽製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ所轄地方專賣局ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

一 製鹽ノ方法ヲ變更セムトスルトキ

二 採鹹地ヲ變更シ又ハ製鹽段別ヲ増減セムトスルトキ

三 製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ヲ新設又ハ移轉セムトスルトキ

四 一箇年ノ生産見込數量ヲ變更セムトスルトキ

第五條 相續ニ因リ鹽ノ製造ヲ承繼シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄地方專賣局ニ申告スヘシ

相續ニ因ルノ外鹽ノ製造ヲ承繼セムトスルトキハ製造者及承繼者連署シ所轄地方專賣局ニ出願シ許可ヲ受クヘシ但シ地方專賣局ニ於テ正當ノ事由アリト認メタルトキハ製造者ノ連署ヲ要セス

第六條 鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一箇月前ニ所轄地方專賣局ニ申告スヘシ

前項ノ期間ヲ經過セスシテ鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ所轄地方專賣局ニ廢止ノ許可ヲ出願スヘシ

第七條 鹽製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ所轄地方專賣局ニ申告スヘシ

一 製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ヲ改築又ハ増築シタルトキ

二 災害ニ因リ採鹹地、製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ニ異動ヲ生シタルトキ  
三 住所又ハ氏名者ハ名稱ヲ變更シタルトキ

第八條 鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止シ又ハ休止シタルトキ現存スル鹹水又ハ鹹砂ハ專賣官吏ノ承認ヲ受ケテ之ヲ處分スヘシ

第九條 鹽製造者製鹽場所所在市町村ニ現住セサルトキハ鹽專賣法ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ鹽製造者及管理人  
連署シ所轄地方專賣局ニ申告スヘシ

第十條 鹽製造者ハ製鹽場ニ一箇年ノ製鹽見込數量製造者又ハ管理人ノ住所、氏名、許可ノ年月日ヲ記載シタル標札ヲ掲クヘシ

第十一條 鹽ノ賠償價格ハ毎年十二月ニ於テ其ノ翌年ニ適用スヘキモノヲ定メ之ヲ告示スヘシ但シ翌年中ニ於テ特殊ノ事情アリ  
タルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第十一條ノ二 鹽專賣法第六條第一項ニ依リ鹽ノ製造期間又ハ生産高ヲ制限スル必要アルトキハ地方專賣局長ハ鹽ノ製造期間又  
ハ生産高ヲ定メ之ヲ鹽製造者ニ通知スヘシ

第十二條 鹽製造者鹽ヲ製造シタルトキハ少クトモ二日ヲ經過シタル後之ヲ所轄地方專賣局ニ納付スヘシ

地方專賣局長ハ必要アリト認ムルトキハ鹽專賣法第十七條ニ依リ鹽ノ納付期日ヲ指定スルコトヲ得

第十三條 地方專賣局長ハ特ニ鹽製造者ヲ指定シ一定ノ期間毎ニ其ノ製造シタル鹽ノ數量ヲ地方專賣局ニ申告セシムルコトヲ  
得

地方專賣局長ハ前項ノ鹽製造者ニ對シ鹽ノ數量ヲ定メ之ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘキコトヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於  
テハ鹽製造者ハ地方專賣局長ノ定メタル期日及場所ニ於テ之ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘシ

第十四條 鹽製造者前條ニ依リ地方專賣局長ノ定メタル期日又ハ場所ニ於テ鹽ノ引渡ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ  
所轄地方專賣局ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

第十五條 鹽製造者ハ代理人ヲ以テ鹽ノ納付ヲ爲スコトヲ得

運送業者カ鹽製造者又ハ其ノ代理人ヨリ納付ノ爲鹽ノ運送ヲ委託セラレタルトキハ運送中ハ其ノ代理人ト爲リタルモノト看做  
ス

第十六條 鹽製造者ノ納付スヘキ鹽ニハ一定ノ包裝ヲ施スヘシ但シ地方專賣局長ハ包裝ヲ施ササル鹽ノ納付ヲ許可スルコトヲ  
得

包裝ノ方法、重量及一包裝ノ鹽數量ハ所轄地方專賣局長之ヲ定ム

第十七條 鹽ノ品質ハ其ノ含有スル鹽化曹達ノ量ニ依リテ之ヲ定メ左ノ五等ニ區分ス

鹽專賣 鹽專賣法令 法施行細則

- 一等 含有鹽化曹達量百分ノ九十以上  
 二等 含有鹽化曹達量百分ノ八十五以上  
 三等 含有鹽化曹達量百分ノ八十以上  
 四等 含有鹽化曹達量百分ノ七十五以上  
 五等 含有鹽化曹達量百分ノ七十以上
- 前項鹽化曹達ノ量ハ可檢物ノ量ヨリ其ノ含有スル水及夾雜物ノ量ニ左ノ係數ヲ乘シタルモノヲ控除シテ之ヲ定ム
- 一 水 一、一  
 二 夾雜物 一、二
- 第十八條 鹽製造者ノ納付セントスル鹽ニシテ前條五等ノ品質ニ達セサルトキハ地方專賣局長ハ製造者ヲシテ更ニ相當ノ處理ヲ爲サシムヘシ但シ第十三條第二項ノ場合ニ於テ地方專賣局長ノ指定シタル者カ引受ヲ承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十九條 鹽製造者鹽ヲ納付シタルトキハ地方專賣局長ハ其ノ品質ヲ鑑定シ相當ノ賠償金ヲ交付ス
- 第二十條 鹽製造者前條ノ鑑定ニ不服アルトキハ其ノ要領ヲ具シ即時再鑑定ヲ求ムルコトヲ得
- 再鑑定ノ申立アリタルトキハ地方專賣局長ハ二人以上ノ鑑定人ヲシテ分析鑑定ヲ爲サシメ之ヲ決定スヘシ
- 再鑑定決定シタルトキハ其ノ決定書ヲ作り再鑑定申立人ニ交付スヘシ
- 再鑑定ノ結果ニ依ル品質ノ等級カ最初鑑定シタル等級ヨリ上進セサルトキハ再鑑定ニ關スル費用ハ申立人ノ負擔トス
- 第二十一條 鹽製造者災害ニ因リ納付前ノ鹽ニ損害ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ所轄地方專賣局ニ申告スヘシ
- 第二十二條 鹽製造者ノ家用ニ供スル鹽ニシテ政府ニ納付スルコトヲ要セサルモノハ一箇年一人ニ付二十斤以內トス但シ一家ヲ通シテ一箇年三百斤ヲ超過スルコトヲ得ス
- 第二十三條 鹽製造者其ノ製造シタル鹽ノ一部ヲ家用ニ供セムトスルトキハ豫メ申告シテ專賣官吏ノ検査ヲ受ケ政府ニ納付スヘキ鹽ト區別シテ貯藏スヘシ
- 第二十四條 鹽製造者政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ鹹水ニ混和シテ鹽ヲ製造シタルトキハ其ノ製造シタル鹽ノ全部ヲ政府ニ納付スヘシ但シ專賣官吏ノ検査ヲ受ケ混和鹽及製造鹽ノ數量ニ付其ノ承認ヲ得タルトキハ混和鹽ノ數量ニ相當スル製造鹽ハ政府ニ納付スルコトヲ要セス
- 第二十五條 鹹水ノミヲ以テ鹽ヲ製造スル者政府ヨリ賣渡シタル鹽ノ再製ヲ兼營スルトキハ政府ヨリ賣渡シタル鹽之ヲ以テ製造シタル鹽及鹹水ノミヲ以テ製造シタル鹽ヲ各別ニ區分シ貯藏スヘシ

第二十六條 政府ヨリ賣渡シタル鹽ノ再製ヲ爲ス者ハ一箇月毎ニ其ノ再製シタル鹽ノ數量ヲ所轄地方專賣局ニ申告スヘシ  
第二十七條 乃至第三十六條 (削除)

第三十七條 鹽製造者ハ少クトモ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 採取シタル鹹水ノ容量及比重

二 煎熬シタル鹹水ノ容量及比重

三 焚上ケタル釜數及鹽ノ數量

四 政府ニ納付シタル鹽ノ數量、等級、納付月日

五 自家用トシテ検査ヲ受ケタル鹽ノ數量

六 讓渡シタル鹹水ノ容量、比重、價額、讓渡月日及讓受人

七 讓受ケタル鹹水ノ容量、比重、價額、讓受月日及讓渡人

鹹水ノミニ製造ヲ爲ス者ハ少クトモ毎日前項第一號及第六號ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ  
政府ヨリ賣渡シタル鹽ヲ再製スル者ハ少クトモ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一 買入レタル鹽ノ數量、價額、買入月日、買入先

二 使用シタル原料鹽ノ數量

三 製造シタル鹽ノ數量

四 賣渡シタル鹽ノ數量、價額、賣渡月日及賣渡先

第三十八條 (削除)

第三十九條 (削除)

第四十條 本令中地方專賣局ニ屬スル事務ハ地方專賣局出張所アル地方ニ於テハ地方專賣局出張所之ヲ行フ

第四十條ノ二 鹹水ノ製造ニ關シテハ第一條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス

第四十一條 本令ハ鹽專賣法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十二條 鹽專賣法施行ノ際製造者ノ所有又ハ所持スル鹽ハ明治三十八年六月三十日迄ニ之ヲ地方專賣局ニ納付シ又ハ地方專賣局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘシ